

平成 24 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（厚生労働省）

制 度 名	公害防止用設備に係る特別償却制度の適用期限の延長	
税 目	所得税・法人税	
要 望 の 内 容	<p>クリーニング事業者による活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の取得に係る特別償却制度の適用期限を、平成 25 年度末まで 2 年間延長する。</p> <p>[対象設備] 300万円以上の</p> <p>(1) テトラクロロエチレン溶剤に係る活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機</p> <p>(2) フッ素系溶剤(※)に係る活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機</p> <p>※ 1, 1, 1, 3, 3-ペンタフルオロブタンを含む溶剤</p> <p>注 1 (1) 新設・増設の場合、又は(2) テトラクロロエチレン溶剤を使用するドライクリーニング機(活性炭吸着回収装置内蔵型を除く)からの買替えの場合に限る</p> <p>注 2 大企業(常時使用する従業員の数が 1,000 人超)は対象外</p> <p style="text-align: center;">(租税特別措置法第 11 条、第 43 条、第 68 条の 16)</p>	
	平年度の減収見込額 (制度自体の減収額)	- 百万円 ( ▲200 百万円 の内数)

新設・拡充又は延長を必要と	<p>(1) 政策目的</p> <p>クリーニング業について、環境面から望ましい活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の導入(買替えを含む)促進を図り、もって公害防止対策の円滑な推進を図る。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>クリーニング業は国民生活と極めて密着し、我が国経済の基盤かつ雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしている。</p> <p>他方、クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事業者である上、近年の原材料価格の高騰、コインランドリーの普及等によるクリーニング支出の減少、新素材の開発・普及、大規模企業による取次チェーン店の展開や無店舗型取次サービスといった新しい営業形態を採る企業の参入等による過当競争の激化など、国内市場は依然として厳しい経営環境にあり、結果として同業者においては必要最低限の設備更新・改修しか行えない状況にある。</p> <p>引き続き、地域を支えるクリーニング業を維持しつつ健康被害及び環境汚染を防止する観点から、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資(活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の取得)を促進する必要がある。</p>		
今回の要望に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>基本目標Ⅳ 地域で安心して健康に長寿を迎えられる社会を実現する</p> <p>施策大目標4 衛生的で安心・快適な生活環境を確保する</p> <p>施策中目標5 生活衛生の向上・推進を図る</p>
		政策の達成目標	健康被害及び環境保全の防止のため、活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機を導入する
		租税特別措置の適用又は延長期間	平成24年4月1日から平成26年3月31日まで (平成24年度～平成25年度)
		同上の期間中の達成目標	活性炭吸着回収装置備を含むドライクリーニング機を導入
	政策目標の達成状況	中小零細のクリーニング営業者にとって依然として厳しい経営環境が続き、先行きの不透明感から必要最低限の設備更新・改修しか行わない状況に陥りやすい中、本税制措置により設備投資(活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の取得)が行われている。	
有効性	要望の措置の適用見込み	平成24年度 54台(平成22年度機械出荷統計推計値(日本産業機械工業会業務用洗濯機械部会。平成24年度も同程度と推計)	
	要望の措置	クリーニング業者の大部分は経営基盤が脆弱な小規模零細事	

	の効果見込み(手段としての有効性)	業者である上に依然として厳しい経営環境が続いている中、公害への対策等直接的に利益に結びつかない設備投資(指定物質等回収設備を含むドライクリーニング機の取得)については消極的になりがちであることから、引き続き、本税制措置を講ずることに有効性はある。															
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—															
	予算上の措置等の要求内容及び金額	株式会社日本政策金融公庫の生活衛生資金貸付における貸付計画額として 1,200 億円(H23)を確保するとともに、貸付制度の充実を図る。															
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	クリーニング営業を営む者に対して生活衛生資金貸付による資金援助をするとともに、本税制措置により公害防止用施設の取得を促進することとしている。															
	要望の措置の妥当性	<p>クリーニング業は国民生活と極めて密着し、我が国経済の基盤かつ雇用面でも大きな役割を担うほか、生活弱者である高齢者、子育て・共働き世帯の生活を支える役割など多面的機能を含み、地域のセーフティネットとしての役割を果たしている。</p> <p>一方、その営業の大半の経営基盤が脆弱であり、健康被害や環境汚染といった外部不経済への対策など、直接的に利益に結びつかない設備投資(活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の取得)に関する資金的余力がない状況にある。</p> <p>したがって、引き続き本政策税制により政策的にインセンティブを講じることで公害防止用設備の取得を促進することに妥当性はある。</p>															
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<p>○活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(取得台数)</th> <th>(設備取得合計額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 21 年度</td> <td>95</td> <td>148,485 万円</td> </tr> <tr> <td>(うち税制分)</td> <td>0</td> <td>0 万円)</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度</td> <td>54</td> <td>84,402 万円</td> </tr> <tr> <td>(うち税制分)</td> <td>0</td> <td>0 万円)</td> </tr> </tbody> </table>		(取得台数)	(設備取得合計額)	平成 21 年度	95	148,485 万円	(うち税制分)	0	0 万円)	平成 22 年度	54	84,402 万円	(うち税制分)	0	0 万円)
		(取得台数)	(設備取得合計額)														
	平成 21 年度	95	148,485 万円														
(うち税制分)	0	0 万円)															
平成 22 年度	54	84,402 万円															
(うち税制分)	0	0 万円)															
租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	健康被害及び環境汚染の防止の観点から、人体に有害なテトラクロロエチレンや 1,1,1,3,3-ペンタフルオロブタンの排出を抑制																
前回要望時の達成目標	活性炭吸着回収装置導入の促進																

	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>活性炭吸着回収装置を含むドライクリーニング機の導入が図られているが、クリーニング需要の減少に伴う市場規模の縮小や原油価格の高騰に伴う収益の圧迫等により設備投資が控えられており、十分な状況とは言えない。</p>																													
<p>これまでの要望経緯</p>	<table border="0"> <tr> <td>創設年度</td> <td>平成5年</td> <td></td> </tr> <tr> <td>平成9年度税制改正</td> <td></td> <td>2年間延長</td> </tr> <tr> <td>平成11年度税制改正</td> <td></td> <td>2年間延長</td> </tr> <tr> <td>平成13年度税制改正</td> <td></td> <td>1年間延長</td> </tr> <tr> <td>平成14年度税制改正</td> <td></td> <td>2年間延長</td> </tr> <tr> <td>平成16年度税制改正</td> <td></td> <td>2年間延長</td> </tr> <tr> <td>平成18年度税制改正</td> <td></td> <td>1年間延長</td> </tr> <tr> <td>平成19年度税制改正</td> <td></td> <td>2年間延長</td> </tr> <tr> <td>平成21年度税制改正</td> <td></td> <td>2年間延長</td> </tr> <tr> <td>平成23年度税制改正</td> <td></td> <td>1年間延長</td> </tr> </table>	創設年度	平成5年		平成9年度税制改正		2年間延長	平成11年度税制改正		2年間延長	平成13年度税制改正		1年間延長	平成14年度税制改正		2年間延長	平成16年度税制改正		2年間延長	平成18年度税制改正		1年間延長	平成19年度税制改正		2年間延長	平成21年度税制改正		2年間延長	平成23年度税制改正		1年間延長
創設年度	平成5年																														
平成9年度税制改正		2年間延長																													
平成11年度税制改正		2年間延長																													
平成13年度税制改正		1年間延長																													
平成14年度税制改正		2年間延長																													
平成16年度税制改正		2年間延長																													
平成18年度税制改正		1年間延長																													
平成19年度税制改正		2年間延長																													
平成21年度税制改正		2年間延長																													
平成23年度税制改正		1年間延長																													